

野洲市通所型サービスB開設のための空き家活用モデル支援事業実施要領

1 目的

この要領は、高齢者の社会的孤立の防止、心身の健康維持や介護予防を目的として市内の空き家を改修し、高齢者の通いの場をはじめとする地域の活性化に資する画期的な施設を整備するモデル事業（以下「モデル事業」という。）について、主体となって取り組む者（以下「実施主体」という。）に対し、市が支援を行うため必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

実施主体となる者は、次のいずれかに該当するものとする。なお、実施にあたっては、複数の者が連携して行うことも可とする。

- (1) モデル事業に使用される空き家の所有者または賃借人
- (2) モデル事業に使用される空き家の購入予定者または賃借予定の者
- (3) モデル事業に使用される空き家の所有者から当該建築物を借り受け、モデル事業の目的で空き家活用を行う者に賃貸しようとする者

3 実施主体の決定方法

実施主体となる者は、別に定める実施要領に基づいて公募型プロポーザルによる提案募集を行い、審査委員会による審査を経て決定するものとする。

4 事業内容

実施主体となる者は、次の各号に掲げる事項を必ず行うものとする。

なお、本事業の実施にあつては関係法令等を遵守すること。

- (1) 市内の空き家を改修し、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスBに加え、体験型学習の場や創作活動の場等地域の多様な通いの場となる施設の整備を行うこと。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスBに加え、体験型学習の場や創作活動の場等地域の多様な通いの場の運営を10年以上継続すること。
- (3) 自治会や行政機関に対し、本事業の理解を得ること。
- (4) モデル事業について、関係者の承諾を得たうえで、ホームページやソーシャルネットワーキングサービス等を活用し、継続的に市民へ情報発信を行うこと。

5 市の補助

市は、モデル事業に要する経費について、別に定める「野洲市通所型サービスB開設のための空き家活用モデル支援事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。